

国民年金付加年金制度のお知らせ

国民年金付加年金制度とは

国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めると老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。
付加年金の年金額は、**200円×付加保険料納付月数**となります。

お手続き

届出用紙に必要事項を記入し、市（区）役所、町村役場、または年金事務所にご提出ください。

付加保険料の納め方

付加保険料は申出した月分からお支払いしていただくことになります

- 月々の保険料を納付書で納める場合
後日送付される付加保険料込みの納付書でお近くの金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。
- 国民年金保険料を前納で納付済みの場合
後日送付される付加保険料の納付書でお近くの金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。
- 月々の保険料を口座振替（クレジット）で納める場合
ご指定の口座から、付加保険料込みの金額が引き落としされます。
ただし、金融機関等への手続きの関係で、申出後1か月から2か月は付加保険料の納付書でお近くの金融機関やコンビニエンスストア等で納めていただく場合もございます。

口座振替による前納はもっとお得です

- 一般保険料と同時に付加保険料もまとめて前払い（前納）すると割引があります
- | | 月々支払 | 現金支払前納 | 口座振替前納 |
|------|--------|-------------------------|--------------------------|
| 6か月分 | 2,400円 | ⇒ 2,380円（ △20円 ） | ⇒ 2,370円（ △30円 ） |
| 1年分 | 4,800円 | ⇒ 4,710円（ △90円 ） | ⇒ 4,700円（ △100円 ） |

付加保険料の納める際の留意点

- 付加保険料は当該月の**翌月末（納期限）**までに必ず納めてください。
- 付加保険料を翌月末までに納められなかった場合、当該月から付加保険料を納めることができなくなります。
※再度、付加保険料の納付を希望される場合は、改めて申出が必要となります。
※納付できなくなった付加保険料は払い戻しさせていただきますのでご了承ください。払い戻しの手続きに関しては改めてご案内します。
- 月末が土曜日、日曜日、休日等にあたる場合及び年末の納期限は、翌月最初の金融機関等の営業日となります。